第五項の表羽田ＤＭＥの項中「平成24年11月15日から平成25年２月６日まで供用休止」を「平成25年２月７日から供用再開」に改め、同表大田ＤＭＥの項を削り、同表南紀ＤＭＥの項中「平成24年11月15日から平成25年２月６日まで供用休止」を「平成25年２月７日から供用再開」に改め、同表白浜ＤＭＥの項を削り、同表石垣ＤＭＥの項を次のように改める。

石垣島上空に同じ	沖縄県石垣市	N24°24′E124°14′	1,188	3なし	ＩＧＥ	24時間	平成25年３月７日	石垣島ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二項の表石垣ＶＯＲの項、同表石垣島ＶＯＲの項、第四項の表仙台ＩＬＳの項、同表新石垣ＩＬＳの項、第五項の表石垣ＤＭＥの項及び同表石垣島ＤＭＥの項の改正規定は、平成二十五年三月七日から施行する。

○国土交通省告示第百十五号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第五条第四号の規定に基づき、有視界気象状態について航空交通管制圏又は航空交通情報圏内にある空港等と同一の条件が適用される航空交通管制圏又は航空交通情報圏外にある空港等の指定に関する告示（平成十七年国土交通省告示第七百七十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

本則中「空港等は、」の次に「調布飛行場、」を加える。

附　則

この告示は、平成二十五年三月七日から施行する。

○国土交通省告示第百十六号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の二第二項の規定に基づき、航空情報を提供する場所を定める告示（昭和三十七年運輸省告示第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表第一八丈島空港・航空路監視レーダー事務所の項を削る。

附　則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第百十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条の二第二項及び航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百一条の四の規定に基づき、航空法第九十六条の二第一項及び第二項の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示（平成十七年国土交通省告示第九百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表第一壱岐情報圏の項中「18時」を「19時」に改め、同表八丈島情報圏の項中「八丈島空港・航空路監視レーダー事務所」を「東京空港事務所」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年三月三十一日から施行する。ただし、別表第一八丈島情報圏の項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第百十八号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三条第六項の規定に基づき、空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示（昭和四十三年運輸省告示第二百十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

表八丈島空港・航空路監視レーダー事務所の項を削る。

附　則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第百十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第二項第四号の規定に基づき、進入管制区を指定する告示（昭和五十年運輸省告示第四百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

表関西進入管制区の項１ロを次のように改める。

ロ　N34°51′49″E134°25′06″の地点、N34°44′41″E133°25′47″の地点、N34°40′00″E133°35′00″の地点、N34°36′03″E133°33′24″の地点、N34°44′09″E133°59′37″の地点、N34°49′18″E134°25′46″の地点及びN34°51′49″E134°25′06″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域

表関西進入管制区の項１ハを削り、同項２ロを次のように改める。

ロ　N34°41′57″E133°52′27″の地点、N34°36′03″E133°33′24″の地点、N34°09′44″E133°22′57″の地点、N33°56′47″E133°33′42″の地点、N33°27′32″E133°11′27″の地点、N33°45′32″E133°42′15″の地点、N34°07′20″E133°53′27″の地点及びN34°41′57″E133°52′27″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（関西ＶＯＲ（N34°26′E135°15′）を中心とする半径126kmの円内の区域に係るものを除く。）

表関西進入管制区の項２に次のように加える。

ハ　N34°19′35″E133°57′12″の地点を中心とする半径54kmの円内の区域のうちN34°09′44″E133°22′57″の地点とN33°56′47″E133°33′42″の地点を結ぶ直線の西側にあるもの

ニ　高知ＶＯＲ（N33°33′E133°41′）を中心とする半径45kmの円内の区域のうちN33°56′47″E133°33′42″の地点とN33°27′32″E133°11′27″の地点を結ぶ直線の西側にあるもの

表関西進入管制区の項13を削り、12を13とし、３から11までを４から12までとし、３として次のように加える。

３　N34°36′03″E133°33′24″の地点、N34°32′02″E133°20′23″の地点、N34°21′47″E133°27′38″の地点及びN34°36′03″E133°33′24″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,850mを超え3,650m以下のもの

表関西進入管制区の項10イを次のように改める。

イ　N34°56′49″E135°48′57″の地点、N34°48′07″E135°02′20″の地点、N34°22′32″E134°25′24″の地点、N34°13′00″E134°28′35″の地点、N34°13′00″E134°50′28″の地点、N33°55′51″E135°09′41″の地点、N33°46′36″E135°05′00″の地点、N33°42′04″E135°05′00″の地点、N33°52′03″E135°13′43″の地点、N34°09′13″E135°52′46″の地点、N34°14′17″E135°59′56″の地点、N34°29′23″E136°13′40″の地点、N34°55′14″E135°55′24″の地点及びN34°56′49″E135°48′57″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（南紀ＶＯＲ（N33°40′E135°22′）を中心とする半径25kmの円内の区域に係るものを除く。）

表先島進入管制区の項２ロ中「石垣ＶＯＲ（N24°20′E124°11′）」を「石垣島ＶＯＲ（N24°24′E124°14′）」と「N25°00′06″E124°05′31″の地点」を「N25°02′56″E124°05′31″の地点」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年三月七日から施行する。

○国土交通省告示第百二十号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十七条第二項の規定に基づき、航空路の指定に関する告示（昭和五十三年運輸省告示第百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表Ｖ90の項ロを次のように改める。

ロ　石垣島ＶＯＲ（N24°24′E124°14′）

附　則

この告示は、平成二十五年三月七日から施行する。